

国有林林道等施設点検管理業務仕様書

1 . 目的

本業務は、国有林林道等について、交通安全確保の視点に立った林道施設の状況、交通安全施設の整備状況に関する点検を行い、国有林林道等における交通安全対策に万全を期すことを目的とする。

2 . 一般事項

- (1) 本業務は、「国有林林道等施設点検管理業務数量内訳書」（以下「内訳書」という。）に示す路線について、国有林林道等を構成する路体(橋梁・擁壁等の構造物を含む。)、排水施設、法面、標識類等について総合的に点検を行うものとする。
- (2) 本業務は、内訳書及び本仕様書に基づき実施するものとし、内訳書及び本仕様書に該当する事項について森林管理局、各森林管理署及び森林管理事務所（以下「各森林管理署等」という。）の林道担当者と打ち合わせを行い、その内容については書面（様式は任意）により遅滞なく監督職員あて報告するものとする。

3 . 点検内容

内訳書記載の路線について、各構造物等の状態（健全、劣化、破損等の状況）を把握するため、以下に示す①～⑥の項目を、点検ハンマー、ノギス、スラントルール、リボンロッド、ポール等の点検器具を使用して詳細に点検を実施し、点検結果を5（2）の各帳票により取りまとめ報告を行う。

また、記録写真にはテープ表示、詳細部は、接写写真を記録するなどし、状況が適切に把握できるよう記録整理すること。また、各々の点検対象路線の起点と終点の写真を添付すること。

① 路面・路肩等の状況

降雨、融雪及び浸透水等により、陥没（コンクリート路面工等を含む。）、流失、崩壊や風倒木等の発生している箇所がないか、また、発生する恐れがないかについて点検する。被害箇所の点検結果は様式2に記載し、状況写真を添付すること。

② 法面の浮石、崩壊等の状況

降雨、融雪及び浸透水等により、崩壊等が発生している箇所がないか、また、発生する恐れがないか点検する。併せて、落石、落枝等の上方の安全状況を調査

する。被害及び被害のおそれのある箇所の点検結果は様式 2 に記載し、状況写真を添付すること。

③ 擁壁の安定状況等及び法面保護工(落石防止網等)の機能発現等の状況

各構造物について亀裂、劣化、転倒、網の損傷等の発生箇所がないか、また、発生する恐れがないか調査する。点検結果は様式 2 に記載し、被害の有無に関係なく、施設の状況写真を添付すること。

④ 溝渠・暗渠の管及び呑口、吐口の状況

流下した土砂、立木、枝条等により閉塞及び損傷の発生箇所はないか、また、発生する恐れがないか調査する。点検結果は様式 2 及び様式 3 に記載し、施設の外観のほか、管渠の中の状況が分かる写真を添付すること。

⑤ 橋梁のコンクリートや鋼材の劣化状況

内訳書に示された橋梁の橋台等にクラック、劣化、破損等の発生箇所がないか、また、発生する恐れがないか調査する。点検結果は様式 2 及び様式 4 に記載し、状況写真を添付すること。

⑥ 安全施設、安全標識の設置等の状況

視界不良の原因となる草木類の有無、カーブミラー等の損傷や傾きなどの箇所はないか、また、発生する恐れがないか調査する。ガードレール等の安全走行上必要な施設を調査する。点検結果は様式 2 に記載し、被害の有無に関係なく状況写真すること。

4. 業務上の交通安全管理

受注者は本業務の実行にあたり、交通安全に関する諸法令を遵守し、交通災害の防止を図らなければならない。また、点検中に発見した通行危険箇所については、危険杭（路肩ポール：設計50本見込）を適宜設置するなど応急措置（注意表示等）を講じるとともに、管轄する各森林管理署等へ早急に連絡すること。

5. 業務報告書の作成等

(1) 受注者は業務対象路線が工事、災害等の理由により対象路線数、点検延長及び点検項目に変更が生ずる場合は、書面により速やかに監督職員あて報告すること。

(2) 本業務が終了した時は、業務契約第 7 条に基づき、以下の各事項を取りまとめ、各森林管理署等の林道担当者の確認を経たうえで、監督職員あて報告すること。監督職員の確認後、それらを取りまとめた報告書（記録媒体（CD-R等）含む）を 2 部作成のうえ、本局及び森林管理署等毎に各々 1 部提出すること。

ア 国有林林道等施設点検管理業務報告書（様式１）

イ 林道概況調査表（一般点検）（様式２）

ウ 溝渠類点検調査表（様式３）

エ 橋梁点検調査表（様式４）

オ 写真帳

※路線毎に路線名を記載したインデックスを添付し、まとめること。

6. その他

（１）本業務の実施にあたっては、森林法、国有林野の管理経営に関する法律、国有林野管理経営規程、その他関係諸法令を遵守して行うほか、監督職員の指示を受けるものとする。

（２）本業務で作成される報告書の権利は、発注者に帰属するものとする。

（３）受注者は、業務上知り得た情報等について、第三者に漏洩させない義務を負うものとする。

（４）点検の実施に当たっては、災害など緊急の場合を除き、基本的に署単位で実施し、事前に各森林管理署等に点検日程を連絡すること。

本業務においては、各森林管理署等における打合せ経費を計上していることから、点検実施前に林道路線の位置、現状等を確認のうえ実施すること。また、施設点検「位置図」については代表的な路線位置（アクセス）、林道名については略称扱いとして示している場合があるので署担当に点検対象路線であることを確認すること。

（５）点検対象路線が工事、災害等により通行できない等の事態が生じた場合は、速やかに該当森林管理署及び監督職員に報告し、指示を受けるものとする。

（６）点検業務完了後は速やかに結果を取りまとめ、署担当へ電子メールで概要を報告すること。なお、報告様式は任意とするが、交通安全確保上早急に対応すべき箇所がある場合は現地状況と場所がわかるよう報告すること。

（７）本業務に使用する点検器具及び、記録打ち合わせ等のほか報告書作成に要する機械器具、消耗品等の費用については、全て受注者の負担とする。

（８）自然災害等の不測の事態が生じた場合にあっては、各森林管理署等が別途指示を行う場合がある。

7. 環境負荷低減への取組

受注者は、事業の実施にあたり、関連する環境関係法令を遵守するとともに、新たな環境負荷を与えることにならないよう、生物多様性や環境負荷低減に配慮し

た事業実施及び物品調達、機械の適切な整備及び管理並びに使用時における作業安全、事務所や車両・機械などの電気や燃料の不必要な消費を行わない取組の実施、プラスチック等の廃棄物の削減、資源の再利用等に努めるものとする。